

## 峡南北部二病院統合協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、峡南北部二病院統合協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人、協議会委員に随行する者（以下「随行者」という。）及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は30名とする。ただし、会場の都合により協議会会長は定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 随行者は、随行者受付簿（様式第1号）に、所属及び氏名を記入しなければならない。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿（様式第2号）に、報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入しなければならない。

3 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿（様式第3号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 一般傍聴人は、会議開始予定時刻30分前から先着順に受付する。受付した傍聴者数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、報道のために写真機、映写機の類を携帯する報道関係者及び撮影または録音することにつき協議会会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、協議会会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為はしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者及び特に協議会会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は全ての協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、協議会会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月30日から施行する。